

条例第 39 号

宇和島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇和島市議会委員会条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務環境委員会 <u>8人</u> 総務部、企画政策部、市民環境部、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 （2） 厚生委員会 <u>8人</u> 保健福祉部、病院局の所管に関する事項 （3） 産建教育委員会 <u>8人</u> 産業経済部、建設部、教育委員会、上下水道局及び農業委員会の所管に関する事項 （議会運営委員会の設置） 第3条 （略） 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>以内とする。	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務環境委員会 <u>7人</u> 総務部、企画政策部、市民環境部、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 （2） 厚生委員会 <u>6人</u> 保健福祉部、病院局の所管に関する事項 （3） 産建教育委員会 <u>7人</u> 産業経済部、建設部、教育委員会、上下水道局及び農業委員会の所管に関する事項 （議会運営委員会の設置） 第3条 （略） 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>以内とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される宇和島市議会議員の任期が始まる日から施行する。